

【第二種酸素欠乏危険作業に係る特別教育】開催のご案内

酸素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害は各業種において発生しており、致死率が高い災害でもあります。これらの災害の多くは、現場作業者に対する安全衛生教育不足、作業標準管理の不徹底など酸素欠乏症等の硫化水素中毒災害の防止措置に関する知識が不十分だったことにより発生しています。

労働安全衛生法では事業者は危険又は有害な業務に労働者を従事させる場合は特別教育を行うよう規定され、「酸素欠乏症又は硫化水素中毒危険場所における作業に係る業務」は、この「危険又は有害な業務」に指定されています。本件酸素欠乏症等防止規則第12条第3項に基づく酸素欠乏危険作業特別教育規程に基づくカリキュラムとなっておりますので、ぜひ受講をご検討ください。

日 時 2026年12月9日(水) 9:20~16:05

※受付開始 9月24日 8:30~ (NET申込)

会 場 (公社)神奈川労務安全衛生協会 (横浜市中区相生町3-63)

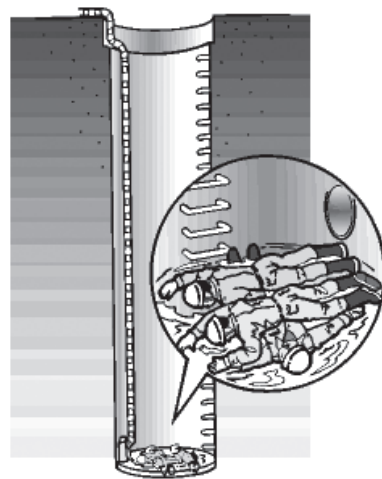
定 員 67名

対 象 者 酸素欠乏危険作業(酸素欠乏症又は硫化水素中毒にかかる恐れのある場所における作業)に係る業務に従事する方

内 容	• 酸素欠乏等の発生の原因	1.0時間
	• 酸素欠乏症等の症状	1.0時間
	• 空気呼吸器等の使用の方法	1.0時間
	• 事故の場合の退避および救急処生の方法	1.0時間
	• その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	1.5時間

受 講 料 一般:11,780円 会員:9,630円

テキスト代 1,430円



当協会のホームページからお申込みが出来ます。(受講料割引あり)

神奈川労務安全

🔍 検索

<https://roaneikyo.or.jp>



(公社)神奈川労務安全衛生協会

横浜市中区相生町3-63 ヤオマサビル3F TEL:045-662-5965